高等讀本

文學士市原貞七編纂

訂正

四

375.9
Na11
資料室

30266

教科書文庫

3
810
32-1888
200030
1873

資料室
37591
No11

文学士才原貞七編纂

高等讀本 巻四

明治二十一年二月九日
文部省檢定濟小學校教科用書

文学社

廣島大學圖書之印

廣島大學教育
31306
圖書

目次

第一課　租稅ノ話
第二課　穀物ノ種類
第三課　飲料水(一)
第四課　飲料水(二)
第五課　奥羽街道(一)
第六課　塙保己一ノ傳(一)
第七課　塙保己一ノ傳(二)
第八課　鵞鳥

第九課　鵞ペン
第十課　後醍醐天皇の九宮の御歌
第十一課　砂糖
第十二課　支那トノ交通(一)
第十三課　孝子ノ話(一)
第十四課　孝子ノ話(二)
第十五課　父母の誕辰二首
第十六課　溫度の差違
第十七課　喬木
第十八課　奥羽街道(一)

第十九課　左少辨俊基關東下向(一)太平記
第二十課　左少辨俊基關東下向(二)同
第二十一課　支那トノ交通(二)
第二十二課　北條氏康名將言行錄
第二十三課　栗鼠
第二十四課　正直ノ報酬
第二十五課　天知ル我知ル
第二十六課　奥羽街道(三)
第二十七課　生徒ノ心得
第二十八課　豪猪

第二十九課　懷中時辰儀
第三十課　王政復古　物集高見

廣島文理大學圖書之印

高等讀本卷四

第一課　租稅の話

租稅は國家の政事を行ふに必要なる費用にして、吾等國民も、政事の恩惠ふ賴りて、安寧と幸福とを得るものなれば、之が費用を負擔するは、亦當然の義務なり、

或る國の農民に、本田惣右衛門と云へる人ありけり、性質篤實溫厚ふ〳〵て少き時より農業に力を盡し、公納の賦稅も、人に先ちて調へ、二十五年

の間、畔頭役を勤めけるが、米銀の徵收ふ、晝夜心を配りて、已が組内にも一人だふ不納のもれふからしめたり、又爭論ふど起るときは雙方に對してよく申し諭して訴訟ふ至らぬやうに取り計ひ、且つ公よりの沙汰も常ふ滯りふく施行せるなど、總べての行爲、その比類まれふる奇特の者ふるも、舊藩の頃たびたび賞美せられたり、されふ、ますいよいよ國恩を感戴し、獻金をもなし、且つ荒歲ふも、殊ふ貧民を救ひしことどもあり、その養子七九郎といへるものも、父の厚義ふ倣ひて、行狀よろしかりけるを賞金二圓を賜はれりとぞ、その父子の如きも實ふその心がけ殊勝ふる人と稱すべし、誰しもかくありたきことふりさるを稀ふは租稅も官より負り取らるゝなどの妄想を懷き、之を納むるふ吝なるものあるは、大ふる心得違といふべし

租稅ふ三種あり、國稅、地方稅及び區町村費是をふり、國稅も、政府の國庫即ち大藏省ふ納め、地方稅は、府縣廳ふ納め、區町村費は町村戶長役所ふ納むるものふて、皆をもくの費用ふ充つるもの

ありさまを租稅を納むるは國民の重大なる義務なりと知るべし、

第二課　穀物ノ種類

試ミニ汝等ニ向ヒテ如何ナル植物ヲ最モ愛スルカト問ハヾ、必ズ答フルニ菫花、薔薇林檎梅桃、櫻等ヲ以テスルナラン、彼ノ菫花薔薇等ハ其色美麗ニシテ人目ヲ樂マシメ、梅、桃等ハ其味美ニシテ能ク人口ニ適フ可シト雖モ未タ以テ人類ノ生命ヲ養フニ足ラズ別ニ穀物ト云フ者アリテ以テ人類ノ食料トナルナリ

穀物ノ種類ハ如何ト云フニ米、麥、粟、黍、稗ノ數種ナリ是等ハ皆莖草ノ類ニシテ其根ヨリ細長ナル莖ヲ生ジ莖ヨリハ多クノ枝ト葉トヲ生ズルナリ、凡ソ此類ノ植物ニハ、澱粉ト稱スル物ヲ具ヘ成熟シテ穀實ヲ結フニ至レハ、多ク之ヲ其中ニ貯フルナリ、其莖端ニハ穗ヲ生ジ、各穗亦小穗ノ數列ヲ生ズ、諸穀中最モ本邦人ニ缺クヘカラザルモノハ、米ニシテ、之ニ次グモノヲ、小麥、大麥トナス、凡ソ農夫ノ一生汲々トシテ、農業ヲ勉ムルハ、概ネ此等ノ穀物ヲ得ンガ爲メノミ、

穀物ノ花ハ總テ穗ヲ生シタル後ニ非ザレバ開クコトナシ、而シテ其花ハ美ナルモノニ非ザレバ、汝等ハ啻ニ之ヲ喜バザルノミナラズ或ハ之ヲ度外視シテ、却テ其中ニ生ズル雜花ノ紅白ヲ見テ之ヲ樂ム者アリ、然レドモ農夫ハ之ニ反シテ、彼ノ雜花ハ、穀物ノ繁茂ヲ妨グル有害物トシテ、之ヲ拔キ取リ、只穀物ノ生育ヲノミ望メリ、故ニ吾等モ此無益ナル雜花ヲ愛シテ、人生ニ必要ナル穀物ノ生育ヲ喜バズシテ可ナランヤ、

第三課　飲料水

吾等ノ日常欠クベカラザル者ハ飲料水ナリ、故ニ飲料水ニ就キテ、吾等ノ知ラザルベカラザル大要ヲ掲ゲ、以テ其理ヲ說キ示サント欲ス、

井水ノ溫度ハ、其井ノ深淺ニ關シテ、溫熱各異ナリ、又池水ノ如キハ表面ノ水凝結シテ、氷トナルマデハ、益寒冷ニナル可シ、但シ夏時ハ周圍ノ空氣ト、其溫度恰モ相同ジ故ニ盛夏池水中ニ手指ヲ入ルレバ、表面ノ水甚ダ溫熱ナルヲ覺ユ、又深キ井水若クハ深キ地層ヨリ、迸出スル泉水ノ如キニ至リテハ、其溫熱四時共ニ同一ニシテ、恰モ地

窖中ニ於ケル大氣ノ溫度ト概ネ相均シ、故ヲ以テ、是等ノ水ハ、夏時ニアリテハ、非常ニ寒冷ヲ覺ユルナリ、何トナレバ吾等ハ之ヲ比較スルニ、常ニ暖溫ナル大氣又ハ、溫ナル雨水ヲ用フルヲ以テナリ、

之ニ反シテ、冬、間寒氣烈キ時ニ際シテ、井ヲ覆フニ藁類ヲ以テシ、或ハ更ニ井蓋等ヲ設ケテ、寒ヲ防グコトアリ、是レ外部ノ寒氣ノ爲メニ、地下ノ熱ヲ奪ヒ去ラレザルガ爲メナリ、

飲料水ハ盛夏ニ際シテ、吾等ニ恩惠ヲ與フル、モノナリト雖モ、之ガ爲ニ已ノ衛生ヲ忘ルベカラズ、何トナレバ、夏時衛生ノ不注意ヨリ、屢寒冒ヲ引キ起スコトアリ、而シテ其寒冒ハ如何ニシテ生ズルカヲ說明セン、ニ、蓋シ吾等ノ體內ニ絕エズ、運動スル者ハ肺臟ニシテ、時ニハ彼ノ寒冷ナル飲料水ヲ呑ミタルガ爲メニ、其血液ノ溫度ガ、忽チ寒冒ノ襲フ所トナリ或ハ之ガ爲ニ他ノ病ヲ引キ起シテ、貴重ノ生命ヲ失フコトアレバナリ、豈恐レザル可ケンヤ、

夫レ井水ハ、必ズシモ純然單一ナル者ニ非ズ、其

理如何ト云フニ、井水ノ味ヲ驗スレバ、已ニ其成分複雜シテ、單純ナラザルヲ知ルヲ得ベシ、總テ水ハ、水素ト酸素トノ化合ヨリ成レリ、是レ卽チ化學的成分ニシテ、之ヲ混合物ト視做スベカラズ、之ニ反シテ、雨水或ハ雪氷ノ融解シタル水ノ如キハ、其成分井水ニ比スルニ、殆ド潔白ナルモノニシテ、混合物ヲ含有スルノ量極メテ少シ、故ニ其味井水ニ比スルトキハ、大ニ劣レルモノナリ、而シテ爽快ナル水ノ味ハ、其含有物ニ基クモノニシテ、一般ニ炭酸ヲ含蓄スルヲ以テナリ

第四課　飲料水ハ

今水中ニ炭酸瓦斯ノ如キ氣體ヲ含有スル、如何ヲ證セント欲セバ、先ヅ其試檢セントスル所ノ水ヲ取リコレヲ曲管ヲ具有セル壜ニ盛リ、而シテ其曲管ノ口ヲ他ノ石灰水ノ入リタル桶ニ没入シ、然ル後壜内ノ水ニ溫度ヲ加フレハ、桶内ノ石灰水ハ變ジテ白濁トナルヲ認ムルナラン、コレ卽チ水ニ炭酸瓦斯ノ如キ、氣體ヲ含有スルノ表徵ナリ、

又水中ニ含有スル所ノ土質成分ノ多寡ニ從ヒテ、水ノ名稱ヲ異ニスルコトアリ、其甚ダ少量ナル者ヲ軟水ト謂ヒ、其成分ノ多量ナル者ヲ硬水ト謂フ、又泉水、井水ノ如キハ是等含有物ノ外ニ尚ホ鐵若クハ食鹽等ノ溶解シタル者ヲ含有スルアリ、或ハ炭酸若クハ他ノ氣體ヲ含有スルアリ、是等ハ、屢諸病ヲ治スルノ功アルヲ以テ、之ヲ取リテ以テ藥料トノスコトヲ得ベシ、

井水ハ如何ニシテ生ズルカトヒフニ、其源固ヨリ一トラズ或ハ雨水、雪霰等ノ地層ニ滲透シテ、

遂ニ井水ノ源トノルコト有リ、故ニ吾等カ地上ニ井ヲ穿ツニ當リテハ、務メテ其近傍ニ汚穢ナル溜水ヲ蓄フベカラズ、然ラザレバ彼ノ不潔ナル有害ノ液汁、自ラ井水ニ混和スルノ患アレバナリ、

靜止セル水中ニハ、屢小動物ノ混和スルヲ認ムルコトアリ、今其靜止セル水滴ヲ取リテ、之ヲ顯微鏡ニ照ストキハ、能ク之ヲ認ムルコトヲ得ベシ、又他ノ腐敗物ノ水中ニ混和スルトキハ、是カ爲ニ水中ニ一種ノ水蟲ヲ發生スルコト有リ、斯

ル水滴ヲ取リテ、之ヲ顯微鏡ニ照ストキハ、無數ノ水蟲ノ其中ニ運動スルヲ明視スベシ、是等ノ水ハ、飲量ニ供フベカラザルハ、固ヨリ論ヲ待タザル所ニシテ、若シ誤チテ之ヲ飲ムトキハ、遂ニハ彼ノ猛惡恐ルベキ窒扶斯若クハ虎列拉病等ニ罹ルコトアリ、飲料水ノ用法豈忽ニス可ケンヤ、

第五課　奥羽街道(一)

東山道ノ内ニテ、其東北ニ當リタル地方ヲ總稱シテ、奥羽ト云フ、蓋シ岩城、岩代、陸前、陸中、陸奥ノ五國ハ、昔時ハ陸奥ト云ヘル一國ニシテ、羽前、羽後ハ、出羽ト云ヘル一國ナリシヲ以テナリ、故ニ東京ヨリ此地方ニ至ル國道ヲバ、奥羽街道トハ稱スルナリ、

東京千住驛ヨリ、北十餘里ニシテ、武藏、下總ノ堺ナル利根川ヲ渡リ、又數里ニシテ下野ニ入リ、遂ニ其都會ナル宇都宮ニ至ル、宇都宮ハ、下野中ニテ最モ繁華ナル一都會ニシテ、栃木縣廳此處ニ在リ、又數里ニシテ氏家ニ至ル、氏家ヨリ西南ハ、地平坦ニシテ一ノ丘陵アルコトナシ、所謂坂東

ノ大平野ナリ、氏家ノ東北ニ至レバ、地勢頗ル異ニシテ、丘陵起伏シ、二十三坂ノ稱アリ、又磐城ニ越ユル處ニ白坂アレドモ、甚ダ嶮シカラズ、下野ニハ、名所舊跡頗ル多シ、日光山、足利學校、小山ノ城趾、藥師寺及ビ那須ノ溫泉等アリ、又栃木、佐野、足利等ノ名邑アリ、日光ハ、宇都宮ノ西方九里ニアリ、其東照宮ノ廟ハ海内ノ力ヲ盡シテ經營セシモノニシテ、其結構壯麗ヲ極メ、善美ヲ盡シタレバ、之ヲ天下第一ト稱スルモ亦宜ナリ、其山中ニ中禪寺ノ湖、華嚴ノ瀧、裏見ノ瀧等アリテ、風景甚ダ好シ、足利學校ハ、足利町ニアリ、今ヲ距ルコト千餘年前ニ、小野篁ト云ヘル人ノ建テシ所ナリト云ヒ傳ヘシガ、其後五六百年ヲ經テ、足利氏ノ世ニ至リ、關東管領上杉憲實ナル人學問ヲ尊崇シ、戰亂ノ間ニ、此學校ヲ修復シ、多ク古書ヲ蒐集セリ、而シテ其古書ハ、今猶ホ之ヲ保存セリト云フ、

已ニ岩城ニ入レハ、白河ト云ヘル名邑アリ、白河關ノ古跡ハ、關山ト云フ處ニアリ、白河ヨリ迂路數里ニシテ、龍崎村ト云フ所アリ、此村ハ阿武隈

川ノ畔ニテ、川ノ廣サハ此處ニテ凡ソ五十間許アレドモ、之ヲ横絶シタル石壁アリ、其形乙字ノ如ク、水是ヨリ流下シテ瀑布ヲナス、亦一奇觀ナリ、

岩代ニ入リテ、須加川ニ、本松、福島、桑折等ヲ過ギ、陸前白石ニ至ル、福島ハ、岩代ノ都會ニシテ、福島縣廳ノアル處ナリ、福島桑折ノ近傍ハ、養蠶ノ業最モ盛ナリ、桑折ニ一奇樹アリ、腰掛松ト呼ブ、其高サ、僅ニ一丈許ナレドモ、幹ノ大サハ數十圍アリ、枝幹皆地ヲ匍匐シ、三十坪許ノ地面ヲ覆ヘリ、

白石ヨリ岩沼ヲ經テ、數里ニシテ陸前仙臺ニ至ル、岩沼ハ、濱街道ト奥羽街道トノ相會スル處ナリ、濱街道ハ、常陸水戸ヨリ來リ、岩城ノ海濱ニ沿ヒテ陸前ニ入ル道ナリ、平中村ハ此街道ノ名邑ニシテ、中村ニ名高キ牧場アリ、之ヲ相馬ノ牧ト云フ、又常陸岩城ノ境ニ、勿來關ノ古趾アリ、昔源義家和歌ヲ茲ニ咏シタルカ爲ニ、其名殊ニ著シ、

第六課　塙保巳一ノ傳

塙保巳一は有名なる和學者なり、姓を萩野通稱は辰之輔と云ひ、水母子と號も、武州兒玉郡保巳

野里の人なり、人となり孝慈友愛にして、己の身を持もること甚だ備はり、專精事に從ひて、苟もまるまとなし、

其先代某は、豊臣氏に仕へ、天正の役に、海を踏みて東に走る、家尚不一鼎を存ままとも他に傳ふる所あり、保己一七歳にして明を喪ひ、十歳ヨリて母を失ふ、其父貧にして之を養ふこと能はず、之を江戸の瞽僧に屬せり、其僧の師匠は雨富檢校菅一と云ふ者ヨリてその家は四ツ谷に在り、保己一行きて絃歌を學びヨリ四年にして一節

ざも成らず、更に鍼法を授りヨリ、四年にして亦成らず、而して歌唱の字句は、一たび聞きて忘るゝまとなく、其話と其義理とも精しく通じて倦むことなし、試ヨリ保己一をして、學士大夫の家に就きて、其誦讀を聽かしむるヨリ、一も忘るゝ所なし、師因りて問ひて曰く、何の業を修めんと欲するか、又何の神を最も尊きかと、保己一曰く、讀書の業に若くはなし、而して瞽人自ら見ること能はず、人の誦讀を聞かんと欲すれども、憾むらくは其人を得ず、又菅天神は、博學の宗ヨリて、豊臣

公て遂志の首かり是を我が心の嚮ふ所かりと、師乃ち保巳一をして廣く其友を求め常に菅天神を祀らしめ、絃歌鍼灸て復たれを強ふることなし、

法兄豊一は、金を貸して財を生ぜしかを、師を辭して一家を成し、數年にして死し、金五百兩を遺し、且つ家什に富みたり、保巳一法弟を以て其後を受け、其資を保つべかりしに更に顧みる所なし、或る人勸勵して曰く、此金を以て人に貸さば一年に利子三百金を得べし、是れ士大夫の產に

上るにあらずや、且つ利子相長ずるを、絃歌鍼灸逢迎教授に由らずして坐ながら王侯の富を致すべし、時失ふべからずと、保巳一曰く、諺に渴して盜泉の水を飲まずと云ふことあり、我貧困なりと雖も豈貪求せる貨財を望まんや、又豈人の貨財を奪ひて其妻子を餓死しめんや、若し已むことを得ざれば、竈を減して更に之を燃さんのみと、衆聲誚りて曰く、保巳一なるを何爲する者ぞやと、保巳一は、衆聲の喧誚に堪へず、且つ師に功なくして食するを恥ぢ、卒に師の家を去り

て他に行きたり、

第七課　塙保己一ノ傳(一)

麹町に菅神の廟あり、保己一食せもして、昧爽ふ拜詣まること千日、詣まる毎に百回廟庭に拜禮す、家ふありても亦常に神を拜し、毎朝般若心經を誦まること百遍なり、人皆其精誠にして、誦讀說釋を樂しむを感ト以て其業を助くる者日に多し、林高井松平の三氏最も其精誠を好し、之を養ひ之を助けきり、保己一謂へらく其國に生き、其故典に暗くして可からんやと、遂に邦典を講

究し、我ゲ中世の事實に於て通曉せざる所なきに至きり、又和歌を善くして吟詠を嗜む友人官を買ひて自ら榮えんまとを勸めしも保己一更に聽かず、師之を聞き保己　に其言に從もんことを勸めしかを保己一始めて官を買ひて、勾當に任ぜられ、號して塙勾當と云ふ、是より其名日に聘り、從游まる者月に繁く、陋巷に寓居して衆を容る、まと能くまを友人まと議して財を集め、家を新築して之ふ住居せしむ、保己一諄々として能く人に教へ、一も秘まる所ふ

し、常ふ温顔人に接して貧福を擇ばず、吐哺の聲未だ曾て犬馬に及ぼさず、專ら稽古析義ふ力を竭し、之を思ひて又思ひ、衣食起居そ〻に皂隷ふ均しく、金錢餘りあまを、盡く之を藏書の資に委し、嘗て自ら歡娛に供まることるし、能く質素儉約を守り、晏如として樂しむ所あり、

保巳一繁華を避け、榮譽を厭ふと雖も、從游まる者日に盛んに、聲名月に興まり、巳にして和學講習所に採用せらき惣檢校に任ぜらる、保巳一常ふ保元以降諸家の記錄雜書の永く湮没して、世に顯まざるを嘆ず、海内を搜索して之を校訂し、以て上梓せり、總べて一千二百七十三種ふして、六百三十五卷なり、各書皆類を以て編纂せるふ、之を群書類從と名つく、數百年來先輩の著書概ね皆廢棄して、後世知る者ふかりしも、是に依りて不朽に傳へるふを得とるは、保巳一の功と謂ふべし、又續集千百八十五卷も、將に刻せんとせしふ、偶文政四年九月十二日病みて歿せり、年七十六なり、

第八課　鵞鳥

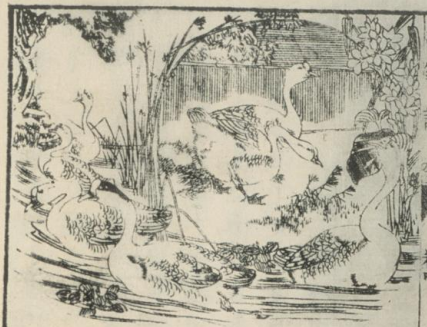

鵞鳥ハ滋養ニ適シ、其味美ニシテ日ツ軟ナリ、又其軟毛ヲ蒲團ニ用フレバ、能ク暖ヲ保チ人ヲシテ快眠セシムル者ナリ、殊ニ其翼ヲ以テ「ペン」ヲ造レバ、能ク寫字ニ適シ、其卵子ヲ以テ食用ニ供スレバ、最モ美味ナリ、其効此ノ如キニ由リ人多

クこれヲ畜養セリ

鵞鳥ハ屈伸ス可キ頸ト、鋭利ナル角嘴トヲ具ヘ、此嘴ヲ以テ能ク食物ヲ取ルコトヲ得ルナリ、且ツ此嘴上ニ二箇ノ脂腺アリテ、是レヨリ分泌スル膏脂ハ常ニ其羽翼ヲ濕潤ス、故ニ水中ニ游泳シ、或ハ潜没スルコトアルモ、更ニ之ガ爲ニ濡フコトナシ、此鳥ハ元來水ヲ好ムモノナルニ由リ、多クハ水中ニ在リテ生活スト云フモ可ナリ、其胴ハ輕クシテ舟ノ如ク、其蹼ハ楫ノ如ク、全體渾ベテ游泳ニ適スルモノナリ、又長ク廣キ翼ヲ

具フト雖モ其體素ヨリ脂肪ニ富ミ、極メテ重キガ爲ニ、自由ニ飛揚スルコト能ハズ、其體ハ恰モ長方形ヲナシ、脚ハ極メテ短クシテ、體ノ後部ニアリ、是ヲ以テ其ノ歩行自ラ蹣跚タルヲ免レズ、

第九課　鵞ペン

凡ベテ鳥ノ體ハ、多クノ羽毛ヲ以テ蔽ハレタルモノニテ其頭部及ビ胸腹ニアル軟毛ハ、蒲團ニ充テ、綿ノ代用ヲナス可シ、而シテ雙翼并ニ尾ノ中ニハ、長キ羽毛アリ、之ヲ立羽ト云フ、其高ク空中ニ飛フ時ノ用ヲナスモノナリ、

鵞鳥白鳥ノ羽毛ハ、之ヲ用ヒテ「ペン」ヲ製スルコトヲ得可シ、今之ヲ作ランニハ、先ヅ之ヲ熱灰ノ中ニ投ジ十分ニ其羽莖ヲ堅クシ、羽切刀ト名ヅクル一種ノ鋭刃ヲ以テ、斜ニ之ヲ切斷スルナリ、「ペン」ハ、上中下ノ三部ヨリ成ル、其三部各名稱ヲ異ニセリ、上部ヲ羽ト云ヒ、中部ヲ莖ト云ヒ、下部ヲ軸ト云フ、羽ハ無數ノ纖線ヨリ成リ、緻密ニ莖ノ兩側ニ連接セリ、而シテ其一側ハ長ク、他ノ一側ハ短クシテ、上部ハ尖頭トナル、軸ハ圓ク白クシテ半ハ透明ナリ、「ペン」ハ、鳥ニ依リテ其色ヲ異

ニスレトモ、鵞ペンハ、重ニ白キヲ常トシ、間灰色若クハ黑色ノモノアリ、今世ニ行ハル、鋼筆モ、亦此鵞ペンニ基キテ作リ始メタルモノナリ、

第十課　後醍醐天皇の九宮れ御歌

第九宮といまだ御幼稚ふれてしませばとて、中御門中納言宣明卿ふ預けらき都の内ふぞ御座有りける、此の宮ことしく八歳ふならせ給ひけるが常の人よりも御心さまさかしくれてしまけきは主上は既ふ人も通とぬ隱岐國とやらんに流さき給ふ上は、我ひとり都の内に留り

ても何かせん、哀我をも君の御座ある國れあたりへ流し遣せかし、責めてはよそながらも、御行末をうけさまとらんかと、常ふかきくときうちしをきて、御涙さらにせきあへぞきても君の押籠めらきて御座ある白川と京近き所ときくに、宣明ふど我を具足して、御所へ參らぬぞと、仰せありけきで宣明卿涙を押へて、皇居程近き所にてだふ候てで、御供仕まて參せん事、仔細あるまじく候ふが、白川と申候ふは、都より數百里をへて下る道ふて候ふききを能因法師ゥ

都をば霞と共ふ出でーかど
秋風ぞふく白川の關

とよみて候ひー歌ふて道の遠き程くるを通さぬ關ありとはおぼーめーぢらせ給へと申さまけさで宮御涙を押へさせ給ひて、暫ーは仰せ出さるく事もなーやゝ有りてさてて宣明、我を具足して參らーと思へる故にかゆうに申さもれふり白川の關とよみさりーハ全く洛陽渭水の白川にて非ぢこの關奥州の名所ぞり、近ごろ津守國夏ぞ、是を本歌ふてよみたりーうたふ、

東路の關まてもかゝる白川も
日數へぬるを秋風そふく

又最勝寺のかゝるを北櫻枯きたりーを栽ゑ替ふるとて、藤原雅經朝臣

かゝるーて見ーは名殘の春そとも
なごゑら川の花の下蔭

是ぢ皆名て同ドくーて所て替ぢる證歌ぞり、よーや今は心にとめて言出さーゝ宣明を恨み仰せらぢ、その後よりは、かきたえ戀ーとだに仰せられぢよろぞ物うき御氣色ふて、中門ふた、せ

給へる折ふし、遠寺の晩鐘幽ふ聞えければ、

つくづくと思ひ暮して入相の
鐘をきくにも君を戀しき

情内に動きて、こゝは外ふ顯れ、御歌のをきゝ
さ、哀ふ聞えしかど、その比京中の僧俗男女、是を
たゝうかみ、扇ふかき閉けて、是こそ八歳の宮の
御歌ゝして、感を如人はおろりけゞ、

第十一課　砂糖

砂糖ハ多クハ甘蔗ト云ヘル植物ヨリ製スルモ
ノナリ其莖ハ中軟ニシテ長サ六尺位ニ達スル

モアリ、漸ク成熟スルニ
從ヒテ落葉ス花ノ開ク
トキニ、其莖ヲ切リ集メ
テ一束トナシ、之ヲ壓搾
器中ニ入レテ、馬牛ノ力
若クハ蒸氣機關ナドヲ
用ヒテ、其杵ヲ運轉セシ
メ、束ネタル莖ヲ壓搾ス
レバ、甘蔗ノ心髓ヨリ甘
キ汁ヲ出ス、其滴リ出デ

タル甘キ汁ハ、桶ヲ通リテ桶ニ入リ、次ニ蒸發釜ニ移ルナリ、其釜ノ中ニテ甘キ汁濃厚ニナレバ、之ヲ大イナル桶ニ移シテ、速ニ結晶セシム、是レ粗製砂糖ニシテ、家々ニテ煮物ニ用フル黄色ノ砂糖ナリ、

第十二課　支那トノ交通(一)

我ガ國人ノ支那ニ往來セシハ、極メテ早キ時代ノコトナルベシ、支那ノ歴史ニ據レバ、彼ノ魏ト云ヘル朝ニ、我ガ朝廷ヨリ使ヲ遣ハリシタルコトヲ記シ、且ツ倭國女王卑彌呼ナド云フ語アリ、或ハ神功皇后ノ御事ノ如クニ見ユレドモ、其年代ヲ推算スレバ、此御代ヨリハ遥ニ昔時ノコトナリ、是レ或ハ今ノ九州ナル筑紫邊ニ、稍勢力ヲ有セル人民アリテ、私ニ交通セシ者ナランカ、景行天皇ノ御時マデハ、筑紫ニ勢強キ女酋長數多アリキ、近代筑前ノ國ニテ倭奴國ト之印ト刻セル一顆ノ印ヲ土中ヨリ掘リ出ト云ヘリ、是レ支那ノ魏帝ヨリ授クシ者ナランカ、又支那ノ歴史ニ據リテ推測スルニ、恐ラクハ任那日本府ノ鎮將、私ニ屢使ヲ支那ニ遣リシコトアルベシ、其

故ハ彼ノ歷史ニ、日本ノ使者來リ、日本、新羅、任那、百濟、高麗等ノ諸軍事都督日本國王ニ封ゼラレシコトヲ請フトノ文アレバナリ、是等ハ固ヨリ我ガ朝廷ヨリ直ニ遣サレタル使者ニアラザルハ、明白ノ事實ナリトス、

我ガ國ニテ始メテ使節ヲ支那ニ遣ハサレタルハ、推古天皇ノ御時ナリ、此時大禮小野妹子、其正使タリ、妹子我ガ國書ヲ携ヘテ支那ニ至リシ時ハ、其國號ヲ隋ト云ヘリ、其國書ニ云ク日出處天子致書日沒處天子、無恙ト、翌年隋使裴世清等妹子ト俱ニ來レリ、ソノ年再ビ妹子ヲ大使トナシテ、隋使ヲ送ラシメ、且ツ留學生ト學問僧トヲ之ニ從ハシメタリ、此留學生ノ中ニテモ、高向玄理ハ三十二年ヲ經テ歸朝セリト云ヘリ、其間ニハ隋亂レテ唐之ニ代リ、遂ニ我ガ國ノ政治文學トモ皆唐制ニ模倣シテ、大化改新ノ機運ニ至リシナリ、

其後仁明天皇ノ御時ニ至ルマデ、二百四十餘年間ハ、歷朝遣唐使ヲ命ゼラレ、御一代ニ一回ヲ通例トセシカド、中ニハ二回命ゼラレタル事モア

リ、或ハ御一代ニ命ゼラレザル事モアリ、凡ソ孝謙天皇ノ御代頃マデハ、彼ノ國モ太平無事ナリシカバ、交際モ親密ナリシ如クナレドモ、其後ニハ屢内亂アリテ、次第ニ衰態ヲ現シタリ、桓武天皇ノ時、橘逸勢ハ、二十年ノ留學ヲ期トセラレシカド、唐朝ノ供給甚ダ薄キヲ以テ、留ルコト能ハズ、三年ニ滿タズシテ歸朝セリト云ヘリ、是ニ由リテ之ヲ觀レバ、日本ノ留學生ハ、彼ノ朝ノ供給ヲ受ケタル者ナルベシ、

我ガ國人ニシテ、彼ノ朝ニ仕ヘテ爵禄ヲ受ケシ者アリ、即チ阿部仲麿、藤原清河ノ如キ是レナリ、サレドモ朝廷之ヲ不可トセズ、反リテ之ヲ優待シ、死後贈官ヲ下ヒアリタルハ、蓋シ兩國ノ間ニアリテ、周旋ノ功モ少カラザルベク、且ツ風濤ノ危嶮ヲ侵シテ、外國ニ赴キシ勞ヲ賞セラレシモノナルベシ、

第十三課　孝子ノ話（一）

或ル農夫アリ、家極メテ貧ナリシガ、只一頭ノ牝牛ヲ養ヒ、常ニ之ヲ驅役シテ、人ノ爲ニ耕シ、僅少ノ金ヲ得テ、辛クロヲ糊セリ、一子アリ、年十八歳

ナリシカ、隣ノ農家ニ雇ハレテ家僕トナリ、朝夕勉勵シテ、主家ノ農業ニ從事セリ、性素ヨリ孝心深カリシカバ、日ト シテ父母ヲ思ハサルナク、其得ル所ノ金ハ、盡ク之ヲ家ニ送リテ剩ス所ナシ、故ニ主人モ殊ニ之ヲ憫ミ、往々給金ノ外ニ衣類等ヲ與ヘテ、其孝心ヲ賞セリ、

或ル日例ノ如ク、野ニ出デヽ耕作セシカ、其馳役セシニ牛、甚ダ疲勞セシカバ、暫ク之ヲ憩ハシメ、已モ其處ニ休息シテ居タリケリ適、一農夫ノ鍬ヲ肩ニシテ過グルモノアリ是ハモト同村ノ人ニシテ、素ヨリ熟知ノモノナリシガ、之ニ告ゲテ曰ク、汝カ家ノ牝牛ハ、昨夜俄ニ斃レタリト、孝子ハ之ヲ聞キテ大ニ驚キ、茫然トシテ爲ス所ヲ知フズ、潸然トシテ泣キテ曰ク彼ノ牝牛ハ、實ニ我ガ家ノ至寶ニシテ、兩親ノ最モ愛スル所ナリ、多年之ヲ畜ヒテ、其家ヲ益スルコト幾許ナルヲ知ラズ、何ゾ圖ラン今一朝ニシテ俄ニ斃レシトハ、我ガ兩親ハ、今日ヨリ忽チ活路ヲ失フ可シト、天ヲ仰ギテ嘆息スルコト久シ、

已ニシテ自ラ奮ヒテ曰ク、我ハ吾ガ主家ニ請ヒ

テ、爲ス所アラント、直ニ業ヲ止メテ主家ニ歸リ、二牛ニ食ヲ與ヘタルノ後、自ラ主人ノ室ニ至リ、且ツ泣キ且ツ訴ヘテ曰ク、主公願ハクハ僕ガ情ヲ憐察シテ乞フ所ヲ容サレンコトヲ、元來僕ハ父母ハ、家貧ニシテ衣食ヲ得ルコト能ハズ、故ニ

人ノ爲ニ傭ハレテ、漸ク其日ヲ送レリ、然ルニ家ニ畜ヒタル牝牛、昨夜俄ニ斃レテ、父母忽チ活路ヲ失ヘリ、我ガ家今此一牛ヲ失ノトキハ、父母何ニ依リテ飢餓ヲ免ル、コトヲ得ンヤ、僕之ヲ聞キテ、手足ヲ失フノ思ヒアリ、父母萬一餓死スルコトアラバ、我ニ千金ノ富アリトモ、將タ何ヲカ爲サンヤ、仰ギ願ハクハ、主公僕ガ至情ヲ察シ、賜フニ一牝牛ヲ以テセヨ、僕素ヨリ貧ニシテ、之ヲ購フコト能ハズ、只此恩ニ報スルガ爲メニ、永ク主家ノ業ヲ取ラントノミ、主公幸ニ我ガ父母ヲ救

フコトヲ得バ、千金ノ賜ト雖モ、何ソ之ニ若カンヤ、其言誠ニ憫ムベシ、

第十四課　孝子ノ話(二)

主人之ヲ聞キテ共ニ涙ヲ流シ、其孝心ニ感激シテ措クコト能ハズ、曰ク、余何ガ一牝牛ヲ惜ミテ、孝子ノ心情ヲ空シクセンヤ、汝宜シク牛小屋ニ至リテ、其欲スル所ノ牛ヲ牽キ去ルベシト、孝子大ニ喜ビテ満面笑ヲ含ミ、厚ク之ヲ謝シテ、直ニ牛小屋ニ至リ、最モ肥大ナル牝牛ヲ撰ビ、之ヲ牽キテ我ガ家ニ帰リ、之ヲ我ガ家ノ牛小屋ニ繋ギ

置キ、父母ニモ告グズシテ、直ニ主家ニ帰リタリ、両親ハ其愛牛ヲ失ヒタル悲ニ堪ヘズ、明日ノ糊口ヲモ如何ガハセント、共ニ流涕シテ其夜ヲ明シタリシガ、翌朝ニ至リ、母起キ出デテ戸ヲ開キシニ、牛小屋ノ中ニ牛ノ吼ユル聲ノ聞エケレバ、獨リ怪ミツヽ牛小屋ニ至リ見ルニ、何ソ圖ラン昨日既ニ斃レタル牝牛ニ比スレバ、更ニ肥大ニシテ強健ナル牝牛ヲ繋ギアラントハ、母之ヲ見テ大ニ驚キ又大ニ喜ビ、走リテ之ヲ其夫ニ告ク、夫モ亦驚喜措クコト能ハズ、之ヲ我ガ子ニ告ゲン

トテ、彼ノ主家ニ至リ、始メテ其主人ノ好意ト我カ子ノ孝心トニ依リテ得タルモノナルコトヲ知レリ、

嗚呼此孝子ニシテ此主人アリ、此二人ノ者ハ、其美德ニ依リテ、他日鉅萬ノ富ヲナスモ亦難キニアラサルベシ、

第十五課　父母の誕辰二首

父よ父よ我が父よ、
患も難も打ち忘れ、
只管我を愛て給へ、
御身も常に我が爲に、
未明より夜半までも、
人とは成りて給へりき、

我も御身に報ゆるに、
父よ父よ我が父よ、
火水の中も顧みず、
我等が爲に勤しくも、
我も御身に報ゆるに、
父よ父よ我が父よ、
彼の愛もべき小兒には、
如何ばる幸ひ我が身にハ、
我は御身に報ゆるに、
誰が我が身とば朝夕に、
孝と敬とを以てせん、
御身も常に我が爲に、
一日一夜も怠らず、
深く恵みて給ひ、
孝と敬とを以てせん、
日毎ふ我と戯れ、
父なき者も多かりき、
父の御恵淺からず、
孝と敬とを以てせん、
抱きかゝへて養ひ、

誰ガ懇切ニ我ガ身をば、寐歌うたひて寐ねせゝ、
皆垂乳根の母なりき、かくいつくしき我ガ母よ、
我と御身に報ゆるに、孝と愛とを以てせん、
誰ガ我ガ身をば朝夕ニ、眠りし際も守りしぞ、
誰ガ懇切に我ガ身をば、病の床ニ看護りしぞ、
皆垂乳根の母なりき、かくいつくしき我ガ母よ、
我は御身に報ゆるに、孝と愛とを以てせん、
誰ガ我ガ身をば朝夕ニ、教へ導き給ひしぞ、
皆垂乳根の母なりき、かくいつくしき我ガ母よ、
我と御身に報ゆるに、孝と愛とを以てせん、

第十六課　溫度の差違

土地の高低河海の遠近等に依りて、同緯度の地方と雖も、其溫度に差違を生ずるものなれば、氣候の變更を了解するは農家のためニ極めて肝要なることなり、大洋大湖等に近き地方と、氣候の寒溫ニ於ける極度常ニ少く、又遠き地方ニ至れバ、逐次ニ其變更も甚ダ多し、

右の如く寒暖の變更あると、啻に地方の經緯高低等のみニ關するものニあらず、多くは大なる河海ハ遠近ニ從ひて生ずるものなり、そは如何

にとゝまる小河海を受けたる地方と、其水氣に依りて、大に氣候を平均するものとす、又に水に境したる地方と、島國との夏も、内地程の極熱小は至らざるなり、之と同じく、冬の寒氣も亦甚だ烈しからず、

凡そ水の溫度ハ、氷の溫度の二倍小〜て、重量を以て比較すれば、空氣の溫度の四倍ある、即ち一斤の水が、一度の溫度を失へば、空氣四斤に一度の溫度を增すの割合なり、又水の重さと、空氣の重さの八百倍なるを以て、一尺立方の水が、一度の溫度を失へば、空氣の三千二百立方積小、一度の溫度を加ふべし、又水の溫度を增すにも、他品の溫度を增すよりも、多くの薪炭或は日光を要す、故に其溫度を發散すること、亦他の物に勝れり、又溫度は、海面より高さに依りて、差違を生ずるゆゑに、注意せざるべからず、或る經驗により、確定したる所の規則ありそは海面より上ること、二百七十六尺毎小、常ゑ華氏の寒暖計にて、溫度一度づゝを減少すといへること、是きゝ、

第十七課　喬木

樺ハ、一種ノ喬木ニシテ、其皮ハ白クシテ且ツ滑ニ、其小枝ハ細クシテ弱シ、故ニ柳ノ如ク地ニ向ヒテ垂レ、葉ノ緣ニハ恰モ鋸ノ如キ細密ナル切目アリ、此木ノ堅キモノハ、代リテ薪トナス可ク、又大工、指物師、之ヲ用ヒテ種々ノ道具ヲ作リ、其細小ナル枝ハ、箒トナシ、又ハ鞭トナスベシ、

槲ハ、樺ヨリ大ニシテ、木質モ亦頗ル硬シ、此木ハ極メテ長大ナルモノアリテ、其周圍ヲ測ルニ、或ハ數人ノ合拱ヲ要スルモノアリ、葉ハ殊ニ大ニシテ、其緣美麗ニ曲リ、其上ニ往々圓キ小瘤ヲ着ク、而シテ其實ハ皆槲斗中ニ在リ、此木ノ老イタルモノハ、其皮ニ長クシテ、且ツ深キ割目ヲ有ス、此葉上ノ小瘤ハ、元來小キ蕈蟲ノ爲ス所ニシテ、此蟲ハ、葉上ヲ走リ廻リ、細微ノ刺ヲ以テ、葉面ニ穴ヲ穿チ、卵子ヲ其中ニ下スヿリ、然ルトキハ、葉液自然ニ凝結シテ、之ヲ蔽ヒ、以テ斯ル圓瘤ヲ生ズルナリ、而シテ卵子ハ、自然ニ此中ニ蛹化シ、遂ニ完全ナル葉蟲トナリテ、此軟瘤ヲ破リ、匍匐シテ出ヅルナリ、

槲ハ、最モ高年ニ達スル者ニシテ、往々五六百年

以上ノ者ヲ見ルコトアリ、吾等ハ往々先祖ガ嘗テ種植シタル此老木ノ蔭ニ憩フコトアリ、斯ク數代ヲ經過シテ、尚ホ生存スルモ、或ハ落雷ノ裂ク所トナリ、或ハ暴風ノ倒ス所トナリ、斧斤ヲ待タズシテ、空ク薪トナルモノモ亦尠カラズ、

第十八課　奥羽街道(一)

仙臺ハ、奥羽第一ノ都會ニシテ貝國分町ノ如キハ、宛然トシテ東京市街ノ觀アリ、仙臺ノ近傍ニハ名所古蹟頗ル多シ、中ニ就キテ宮城野、多賀城趾、鹽竈、松島、金華山等ハ、殊ニ有名ナリ、多賀城趾ニ多賀城ノ碑アリ、鹽竈ハ、東海岸千賀ノ浦ニアリ、往古始メテ海水ヲ煮テ鹽ヲ製セシ所ニシテ、祠ヲ立テ神ヲ祀ル、之ヲ鹽竈神社ト云フ、神釜四箇アリ、實ニ往古ノ製品ニシテ、其年代知ルベカラズト云ヘリ、此地ハ金華山及ビ松島灣ヲ望ミテ、風景絶佳ナレバ、昔河原左大臣別莊ヲ京都六條ニ造リテ、此景ヲ寫シタリトゾ、松島ハ、鹽竈ノ北ニアル海灣ニシテ、其中ニ三百許ノ小島、碁布羅列シ、各島皆松樹茂生シ、緑葉清波相映シテ、風光絶佳ナリ、之ヲ日本三景ノ一トナス、灣ノ北ニ

富山ト云フ山アリ、茲ニ登覽スレバ、松島ノ全景一瞰ノ間ニアリ、

松島ノ灣内ニ、野蒜ト云ヘル一港アリ、近時築造セル所ノ良港ナリ、石巻港ハ、北上川ノ河口ニアリテ、松島ヲ距ルコト六里餘ナリ、船舶常ニ輻港シ、頗ル繁盛ナル都邑ナリ、金華山ハ、石巻ノ東六里許ニ在リ、壯鹿半島ノ岬端ニ近キ海中ニ屹立シ、金山岩石ヨリ成リテ、奇觀頗ル多シ、就中大亜小亜ト稱スル巨石アリ、風浪遠ク千萬里ヨリ來リテ之ニ激スレバ、玉碎ケ雪飛ビ或ハ怒リテ天ヲ衝カントスル勢アリ、恰モ百千ノ白龍登天ヲ爭フガ如シ、山中ニ野鹿多シ、能ク人ニ馴ルヽト云フ

仙臺ヨリ街道ヲ北ニ進メバ、陸中ノ名邑一ノ關ニ至リ、又二里餘ニシテ山ノ目ニ至ル、此間ニ平泉、衣川、高館等ノ古跡アリ、平泉ノ中尊寺ハ、藤原清衡父子ノ築造セシ所ニシテ、昔時ハ寺塔四十餘、禪房三百餘モアリシカド、今ハ唯金色堂ト一切經藏トヲ存スルノミ、金色堂ハ、清衡、基衡、秀衡三代ノ墓所ニシテ、堂ノ四壁ニ皆金ヲ塗リシド

云フ、故ニ俗ニ光堂トモ稱スルナリ、

一ノ關ヨリ以北、北上川ニ沿ヒテ上レバ、花巻、盛岡等ノ都邑アリ、盛岡ハ陸中第一ノ名邑ニシテ、岩手縣廳ノアル所ナリ、古ハ岩手ノ里ト云ヘリ、岩手山其西北ニ聳エ、形富士ニ似タリ、

盛岡ノ西一里許ニシテ、廣川柵ノ古趾アリ、俗ニ安部館ト稱ス、是ヨリ數里間山路原野ヲ經テ陸奥ニ入ル、是ヨリ馬淵川ニ沿ヒテトリ、遂ニ浪打峠ニ登レバ、道路頗ル嶮峻ニシテ、河水其下ヲ流ル、其風景極メテ奇ナリ、古歌ニ謂フ所ノ末松山ハ卽チ此地ナリ、山腹ニ海濤ノ岩石ヲ浸蝕シタル痕跡ヲ遺セリ、峠ヲ過グレバ、路愈嶮岨ニシテ、福岡ノ古城趾其間ニアリ、昔天正年間ニ、九戸政實此嶮ニ據リテ、蒲生氏郷淺野長政等ト戰ヒシ處ナリトゾ、

三戸ヨリ馬淵川ニ沿ヒ東シテ海濱ニ至レバ、八戸ト云フ名邑アリ、是ヨリ北行シテ野邊地ニ至リ、陸奥ノ内海ニ沿ヒテ西ニ進ミ、遂ニ青森港ニ至ルベシ、東京ヨリ此地ニ至ル里程ハ、百九十一里ナリ、奥羽鐵道ハ、中仙道大宮ノ線路ヨリ分レ

テ、青森マデ達セシメントスル者ナリ。竜切ニ至ラバ、奥羽ノ繁盛ナルベキハ疑フベカラズ。青森ハ北海道ニ渡ル要津ニシテ、氣船常ニ函館ニ往復ス。海路二十八里アリ。青森ノ西南十里許ニ、弘前ト云フ處アリ。是レ亦此國ノ名邑ナリ。

第十九課　左少辨俊基關東下向(一)

俊基朝臣は、七月十一日に、六波羅へめし捕らはれて、關東へ送られたまふ。再犯赦さざるは、法令の定る所なれば、何と陳ずるとも赦されじ。路次ふて失せるべきか、鎌倉ふて斬らるべきか、二つにあひ

ぞをばしなきものと思ひ設けてそ出でたちける。

落花の雪に踏みまよふかた野の春の櫻ぞ、紅葉の錦着てかへる嵐の山は秋の暮。夜を明しほどたふも、旅ねとなれを物うきに恩愛のちぎり淺からぬ我らふるさとの妻子をもくへもたらばおもひ出き、年久しくも住み馴し九重の帝都をば、今をかぎりとかへりみて、思ひぬ旅ふいでたまふ心のうちぞ哀なる。

憂きをばとめぬあふ坂の關のゐみづに袖ぬきて、末ハ山路をうちでの濱沖を遥ふ見やるさせは、

潮ならぬ海ふさゞき行く、身をうき舟のうきをづみ、駒もとゞろと嘶鳴き、勢田の長橋うち渡り、行きかふ人にあふみ路や、世をうぬの野ふなくたづも、子を思ふかと哀なり、時雨もいたくもる山の、木ぬ下露に袖ぬきて、風ふ露ちる篠原や、笹ヨくる道をまき田けを、鏡の山ぇありとても、涙ふくもりて見えヨかを、物を思へば夜のまにも、むいそのの森の下草に、駒を止めてかへりみる、故郷を雲や隔つらん、番馬、醒ゞ井柏原、不破の關屋ハ荒てて、猶もる物ぇ秋の月、いつか我ゞ身のをはりかる、熱田の八つるぎ伏拜み、志田ひふ今やふるみゞた傾く月ふ道みえて、明けぬ暮きぬと行く道の、末もいつくとこ田とうみ、濱名の橋の夕潮ふひく人もなき、捨小舟、沈みもてぬる身ふーあきを、誰ゝあくきとも、ふぐきの、入相ふれを今はとて、池田の宿ふつきたきふ、元暦元年の頃かくよ、重衡の中將の、東夷の爲ふとらをきて、この宿ふつき給ひーふ、

東路のくふふの小屋のいぶせきふ
故さといかにふひーかるらん

と長者の娘がよみたまし、その古の哀までも、思ひ残さぬ涙なり、

旅館の燈幽ふして、雞鳴曉を催せば、匹馬風ふいたえて、天龍川をうち渡りきよの中山越え行けば、白雲道をうづみ來て、そこともさらぬ夕暮ふ、家鄉の天を望みても、昔西行法師が、命ふりけるとと詠ドつゝ、二たび越えし跡までも、うらやましくぞ思ひきける、

第二十課　左少辨俊基關東下向（二）

隙もく駒の足早み、日もでふ亭午ふ上まばかれいひ進る間ととて、輿を庭前ふかき止ひ、ふかえをたゝきて警固の武士を迎づけ、宿のなを問ひ給ふふ、菊川と申ばなりと答へけまば、承久の合戰の時院宣かきたまし咎ふりて、光親卿關東へ召下さきしが、その宿ふて誅せられし時、昔南陽縣菊水汲下流而延齡、今東海道菊川宿西岸而終命とかきたまし、遠き昔の筆の跡、今を我が身の上ふなり、哀やいとどまさりけん、一首の歌を詠ドて、宿の柱ふぞかゝきける、

古もかゝるためしをきく川の

同ド流ふ身をや沈めむ

大井川をそぎ給へば、都ふあまゝ名をき、て龜山殿の行幸の、嵐の山は花盛、まうどうげき去もの舟ふのり、詩、歌管絃の宴ふ侍りしことも、今は二たび見ぬ夢とおもひぬと思ひつゝけ給ふ、

島田、藤枝ふかゝまて、岡べのさくまうら枯れて、物悲しきタ暮ふ、宇都の山べを越行けを、蔦楓いと茂りて道もなし、昔業平、中將の、すみ所を求むとて、東の方へ下りしふ、夢ふも人にあもぬるりけまとよみとりしもかくやと思ひ去られとを、

清見ゝ関を過ぎ給へも、都ふかへる夢をさへ、通もぬ波の關守ふ、いとど涙を催さき、向をいづゝみ田ゞ崎、興津、蒲原うちをきて、ふ下の高根をみさまへも、雪の中よりたつ烟、上ふき思にくらべつゝ、明る霞ふ松見えて、浮島ゞ原を過ぎ行けを、去ゆひや淺き舟みえて、おまたつ田子のみづからもうき世をめぐる車ゞへ、竹の下道もきなやむ、足ゞら山のたうげより、大磯小磯見おろして、袖ふも波もこもるぎの、いそゞとしもはふけきとも、日數積きを、七月二十六日の暮程ふ、鎌倉

にこそつき給ひけ丞、

第二十一課　支那トノ交通(二)

宇多天皇ノ寛平年間ニ、參議菅原道眞ヲ以テ遣唐大使トス、道眞奏シテ曰ク、臣伏シテ舊記ヲ檢スルニ、聘使ノ海ヲ渡ルヤ、或ハ命ニ堪ヘズ、或ハ賊ニ捕ヘラレ、能ク達スル者幾クモナシ、願クハ僧中瓘ノ狀ヲ以テ、遍ク公卿ニ下シ、詳ニ可否ヲ議セシメラレンコトヲ、是レ國ノ大事ニシテ、獨リ一身ノ爲メノミナラズト、以テ當時海外ニ赴クノ容易ナラザルコトヲ見ルベシ、故ニ翌年ニ

至リ、敕シテ遣唐使ヲ罷メラレシカバ、是ヨリ遣唐使ヲ命セラレタルコトナシ、

此頃ハ、何レノ國ニテモ、航海ノ術ニ精シカラザリシカバ、是レニ就キテ奇話モ亦少カラズ、文武天皇ノ時ニ、粟田眞人ヲ以テ遣唐執節使トシ節刀ヲ授ケラル、大使副使各一人ヲ命ゼラル、眞人等唐ニ至リシニ偶唐ノ則天武后國ヲ奪ヒ國號ヲ改メテ周ト云フ、武后眞人ヲ麟德殿ニ宴セシニ眞人進德冠ヲ冠リ、頂ニ華蘭アリテ四披シ紫袍帛帶ヲ着ケ、其進止頗ル度アリ、彼ノ國人相謂

ヒテ曰ク、海東ニ君子國アリ、人民豊樂ニシテ禮義ニ敦シト云ヘリ、今使人ノ儀容ヲ見ルニ果シテ然リト、眞人學ヲ好ミ、能ク文ヲ屬セシカバ、唐人ニ稱セラル、

孝謙天皇天平勝寶年間ニ從四位下藤原清河ヲ以テ遣唐大使トシ、從五位下大伴古麿從四位上吉備眞備ヲ遣唐副使トス、清河等唐ニ聘セシニ、唐帝阿部仲麿ニ命ジテ接伴セシム、清河等唐帝ニ見エタリシニ、帝其儀容ヲ賞シ、我ガ國ヲ君子國ナリト云ヘリ、又畫工ニ命ジテ清河眞備ノ狀

貌ヲ圖セシメシ、

我ガ東洋ニテ、太陰曆七八月ノ候ニハ、必ズ一二回ハ颶風ノ吹クアリ、俗ニ所謂八月ノ嵐ナル者ニテ、樹木ヲ倒シ、家屋ヲ壞リ、船舶ヲ損フコトハ、人ノ常ニ知ル所ナリ、然ルニ遣唐使ノ船ヲ發スルニ、此季候ヲ察セザリシモノト見エ、多クハ七八九月ノ頃ニ往來セリ、是レ恐ラクハ破船ノ多カリシ原因ナラン、眞人ノ時ハ、六月ニ唐ニ至リ、翌年七月ニ歸朝セシカバ、其船皆無事ナリシトゾ、

其他七八月ニ發セシ船ハ、多クハ颶風ニ遇ヒテ、漂没セシモノ少カラズ、但シ五月十月ニ風濤ニ遇ヒシコトモナキニアラズ、孝德天皇ノ時ニハ、遣唐使ノ船五月ニ發シ、大使副使トモ各分レテ兩船ニ乘リシハ、兩船ノ内何レカ彼ノ地ニ達スルヨ望ミタルナラン、果シテ一船ハ薩摩ノ近海ニ於テ颶風ノ爲ニ覆没シ、百二十人ノ内唯五人ノミ僅ニ竹島ニ漂着セシト云フ、齊明天皇ノ時ニハ七月ニ發セシ兩船ノ内、其一ハ風ニ遇ヒテ漂流シ、南海ノ一島ニ至リ、島夷ニ殺サレ、唯五人

ノミ夷船ヲ奪ヒテ逃レテ唐ニ至リシトゾ、聖武天皇ノ時ニハ、遣唐使ノ船四艘ナリシガ、四月ニ發船シテ、無難ニ彼ノ地ニ至リ、翌年十月唐ヨリ還リシニ、風濤大ニ起リ、四船トモ飄蕩セリ、大使ノ船ノミハ唐ニ歸リ、風ヲ候ヒテ還ルコトヲ得タレドモ、副使ノ船ハ、南海ニ漂流シ、具ニ艱難ヲ極メテ、僅ニ唐ニ還リ、二年ヲ經テ始メテ歸朝セリ、此時波斯國人李密翳ト云ヘル者ヲ伴ヒ歸リタリトゾ、サレバ此船ハ、波斯國ノ邊マデ至リシモノナラン、又判事平群廣成ノ船ハ、崐崙國

ニ漂着シ、賊ニ圍マレテ多ク殺掠セラレ、唯廣成等四人ノミ僅ニ免レ、後便宜ヲ得テ、唐ニ還ルコトヲ得タリトヅ、

斯ル有樣ナリシユヱ、七八月ニ於テ漂流セシ者甚ダ多シ、菅原道眞ノ上書シテ遣唐使ヲ止メラレシモ、亦理ナキニアラザルナリ、

第二十二課　北條氏康

北條氏政嘗テ氏康ノ前ニテ侍食セシトキ、氏康落涙シテ、北條ノ家ハ、我一人ニテ終リヌベシ、ト云ヒケレバ、氏政ハ申スニ及バズ、侍リシ者皆興

ヲ覺セリ、氏康曰ク、今氏政ガ食スルヲ見ルニ、一飯ニ汁ヲ兩度掛ケテ食セリ、凡ソ人ハ貴キモ賤キモ、一日ニ兩度ヅヽノ食トレバ、是ヲ鍛錬セズト云フ事ナシ、一飯ニ汁ヲ掛クル積リヲ覺エズシテ、足ラズトテ重ネテ掛クル事ハ愚昧ナリ、朝夕爲ス業ヲサヘ積ル事成ラザルニ、一ト皮内ニアル人ノ心ヲ積リ、人ヲ目利セン事、成ル間敷ナリ、目利ナラザレバ、能キ士ヲ持タズ、能キ士ヲ持タザレバ、當時ハ戰國ノ折柄、我明日ニモ死スルナラバ、名將鄰國ヨリ亂入シテ、氏政ヲ亡スコト、

疑ヒアル間ジケレバ、サテコソ北條ノ家ハ、我一代ニテ終リヌトハ云ヒシナレトヅ、名將ニ行錄

第二十三課　栗鼠

栗鼠ハ樹木若クハ籬垣等ヲ踰エテ、能ク跳躍スル小獸ナリ、此小獸ハ、人ノ近ヅクコトヲ恐ルレドモ、又能ク人ヲシテ近ヅカシムルコトアリ、若シ此獸ノ垣若クハ木ニ攀ヂ上ルヲ見ルトキニ、第一ニ目ニ觸ルヽヒノハ長ク叢生セル尾ナリ、其尾ハ、常ニ背上ニ卷キ閉ク居レリ、然レトモ籠ニハレタルモノニ就キテ、能ク觀察

スルニ、此獸ハ、家兎若クハ鼠ノ如クニ、鋭利ナル齒アリテ堅キ果實ヲ食フモノナリ、又其趾ハ強カラズシテ、目ツ長キニ由リ、地ヲ掘リ穴ヲ造ルコト能ハズ、其爪ハ十分ナル強力ヲ具ヘザレドモ薄ク尖リテ、其端ハ屈曲セリ、而シテ其全趾ハ

反轉シテ、爪ヲ後方ニ振リ向ク可カランムルニ由リ、樹木等ニ上下スルニハ、極メテ便利ナリ、其耳ハ、適宜ナル大サニシテ、家兎及ビ野兎ノ如ク大ナラズ家兎及ビ野兎ハ、地上ニ棲ムカ故ニ、大ナル耳ハ銳敏ナル聽覺トヲ備ヘザレバ、忽チ犬若クハ他ノ敵ニ襲ヒ殺サルベシ、然レドモ栗鼠ハ、常ニ樹上ニ棲ムニ由リ、斯クノ如キ護身ノ具ヲ要セザルナリ、其眠ルヤキハ暖ヲ取ランガ爲ニ其體及ビ頭ニ尾ヲ載セテ委縮セリ

栗鼠ハ樹上ニ上リテ果實ヲ食用トス故ニ巣モ亦樹上ニ營ノリ、而シテ其巣ハ、概ネ繁茂セル枝間ヲ求メテ構造シ、其材料ハ、乾キタル木葉若クハ一塊ノ蘚苔等ナリ、但シ夏時ハ之ヲ樹頂ニ構ヘ冬時ハ之ヲ穴中ニ造ル、又樹下ニアリテハ、務メテ果實穀類等ヲ集メテ、以テ冬時ノ食糧ニ充ツ、斯ノ如クシテ冬來レバ、直ニ其巣中ニ入リ、委縮シテ眠リ、時ニハ出デ、其貯ヘタル果穀ヲ食シテ、又睡眠ニ就ク者ナリ、

第二十四課　正直ノ報酬

或る處の國王嘗て才智の人を撰擧して、其顧問

に備へんとて試驗をなしたりける或る日才智の聞えある者五人を宮殿へ召し集め金剛石を五本の指頭に附して云ふ、我今尋問まべき事ありて、汝等を召し集めたり、汝等我が尋問まる事を眞實ふ答ふきを、其賞として此金剛石を與ふへし、今我ゝ威勢の強弱と、我が名譽の盛衰とハ、汝等之を如何ふ思ふぞと問ひたり、彼の五名の内、四名の者ハ、其寶石の大なると、其價の貴きとに心迷ひ慾情を發して之を得んと欲し叩りに面從好言して云ふ、陛下の強盛と旭日の昇るが

如く、古代の歷史に記載せる豪傑の右に出づべし、又陛下の才德ふは誰が併立まる者あらんと褒奬しけまば、王乃ち四個の金剛石を取りて四名の者に配與したり、

已にして他の一人を呼びて云ふ、汝獨り何の故ありて默まるか、我が威勢と名譽とは如何ん、速に汝の思慮まる所を語まと、其人答へていふ、我思ふふ陛下の威勢は、人民ふ幸福を得せしめんがためふ、天より授け給ふ者ふるべし、故ふ陛下此威勢を私欲の爲ふ用ふるときハ天必ず之を

罰そべし、又陛下人民を撫育せずして、獨り榮耀驕奢を擅ふし、攻掠襲奪を事とするときは何ぞ之を名譽と云ふべけんやと、王之を聞きて喜びて云ふ、汝ふた金剛石を分與せず、我が信用と親睦とを與ふべし、今より汝常に我が傍ふありて、我ふ教示せらきよ、我が求むる所の人を得たりと、直ふ之を其顧問となしたりとぞ、

翌日彼の四名の者來りて、王に告げて云ふ、昨日賜ふ所ぬ金剛石を、陛下に販賣せし者ハ、陛下を欺きたるなり此寶石ハ、眞の偽物なりと、王笑ひて曰く、我此寶石の偽物なることを知らざると思ふか曩に汝等我に詐偽の褒奬をなせり、故に我も亦詐偽の寶石を與へたり、汝等敢て之を悔やることなきと、

第二十五課　天知ル我知ル

一小童街道ヲ徘徊シテ、思ハズ一財囊ヲ拾ヒタリシカバ、直ニ之ヲ携ヘテ官ニ訴ヘタリ、朋友等之ヲ見テ大ニ惜ミ、小童ニ謂テ曰ク、汝何ゾ斯クノ如ク愚ナル、我ヲシテ汝ナラシメバ自ラ之ヲ收メテ人ヲシテ之ヲ知ラザラシメン、斯ク爲ス

ト雖モ誰カ亦汝ガ拾ヒ取リタルヲ知ルモノアランヤト、小童曰ク、否々汝又言フコト勿レ、人之ヲ知ラズト雖モ、天何ゾ之ヲ知ラザランヤ、是レ我ガ恐ルヽ所ナリ、又吾ガ良心何ゾ之ヲ知ラザランヤ、是レ亦我ガ恐ルヽ所ナリ、天ノ昭々タル、影ノ形ニ從フガ如ク、良心ノ皓々タル、人得テ之ヲ亂スコトヲ得ズ、我徒ニ玉ヲ抱キテ、心裏常ニ悸々タランヨリハ、寧ロ瓦ヲ負ヒテ安逸ニ眠ランニハ若カズ、汝ハ知ルモノナシト云フト雖モ、天ト我ト能ク之ヲ知ルヲ如何センヤト蓋シ此

言漢ノ楊震ガ四知ノ誡ニ、暗ニ符合スル所アリ

第一十六課　奥羽街道(三)

陸奥ヨリ羽後ニ出ツル道路二條アリ、一ハ弘前ヨリ西行シテ浮田ニ至リ、海濱ニ沿ヒテ南シ、大間越ヨリ羽後ノ岩舘ニ出ツル者ナリ、一ハ、弘前ヨリ南行シ、碇ケ關ヨリ矢立峠ヲ越エテ、羽後ノ白澤ニ至ル者ナリ、之ヲ東京ニ至ル本街道トス陸羽ノ境ニハ、山脈連亙シテ、路頗ル峻嶮ナリ、白澤ヨリ二里餘ニシテ大舘ニ至ル、是ヨリ能代川ニ沿ヒテ西ニ下レバ、能代川ノ河口ニ、能代港ア

リ、一ノ名邑ナリ、茲ニ金澤柵ノ古跡アリト云ス、能代ヨリ南ニ進ミ、八郎潟ノ濱ヲ過ギ土埼ヲ經テ、遂ニ秋田ニ至ルベシ、八郎潟ハ、男鹿半島ト大陸トノ間ニ湛ヘル大湖ニシテ、南面ニ一道ノ水路ヲ開キテ海ト相通ス、湖山ノ風景賞スベシ、土埼ハ、御物川ノ河口ニアル名邑ニシテ、古ハ湊村ト稱シ、秋田城趾ノアル處ナリ、

秋田ハ羽後第一ノ繁華ナル都會ニシテ、秋田縣廳ノアル處ナリ、秋田ヨリ南ニ進ム岐道アリ、本荘鹽越等ノ名邑ヲ過ギ、小砂川ノ嶮路ヲ越エテ、酒田ニ至リ、最ト川ヲ渡リテ羽前ニ入ル、鹽越ノ近傍ニ象潟ト云ヘル海灣アリ、陸前松島ノ景ト甚ビ稱セラル、勝地ナリ、サレド元來小灣ナレバ、之ヲ松島ニ比スルニ、恰モ大人ト小兒トノ類ナリ、但シ無數ノ小島灣内ニ散布スルノ狀ハ、松島ニ相似タル處アリ、小砂川ノ東ニ於テ、海邊ニ聳エタル鳥海山ハ、直立六千四百六十八尺アリテ、兩羽第一ノ高山ナリ、酒田ハ、最ト川ノ河口ニアリ、人烟繁盛ニシテ、北海第一ノ大港ト稱ス、本街道ハ秋田ヨリ東南ニ向ヒ、御物川ニ沿ヒテ

大曲横手、岩崎湯澤等ヲ過ギ、院内嶺ノ嶮路ヲ越エテ、羽前ニ至ル者トス、大曲横手ノ間ニ、陸中ニ出ヅル路數條アリ、其中六鄕ヨリ北行シテ角館、橋場等ヲ經テ、盛岡ニ至ル嶮道アリ、近時ハ修繕ヲ加ヘ、嶮ヲ平クテ夷トナシ、車馬ノ通行稍便ナリト云フ、

羽前ノ及位ヨリ南行シテ、新莊、楯岡、天童、山形、上山等ヲ經テ、米澤ニ至ル、山形米澤ハ、羽前ニアリテハ最モ繁盛ナル都邑ニシテ、山形縣廳ハ、山形ニアリ、米澤ハ、絲織物ノ産出ヲ以テ名アリ、米澤ヨリ東行シテ、板谷峠ヲ越エ岩代ノ福島ニ至リテ、始メテ奥羽街道ニ會スルヿリ、又山形ヨリ東ニ進ミ、關山越ノ山路ヲ經テ、仙臺ニ至ル一道アリ、此山路ハ、卽チ有耶無耶ノ關趾ナリト云フ、或ハ有耶無耶ノ關趾ハ、羽後小砂川ニアリトモ云ヘリ、又酒田ヨリ二條ノ道アリ、一ハ海濱ニ沿ヒテ、越後ニ入ル者ナリ、一ハ酒田ヨリ鶴岡ヲ經テ、東行シテ山形ニ達スル者ナリ、鶴岡モ亦繁華ナル一都邑ナリ、

米澤ヨリ南行スレバ、羽前岩代ノ境ナル檜原嶺

ヲ越エテ、岩代ノ若松ニ至ルベシ、若松ハ、岩代第一ノ都邑ナリ、其近傍ニ猪苗代湖アリ、面積頗ル廣ク、其北岸ニ磐梯山ト名ヅクル高山アリ、共ニ其名著シ、猪苗代湖ヨリ流レ出ヅル川ヲ、日橋川ト云フ、其末流ハ越後ニ入リテ、阿賀野川トナル、若松ヨリ此川ノ平野ニ沿ヒテ西ニ下ルヲ、越後津川道ト云フ、又若松ヨリ奥羽街道ニ出ヅルニハ勢至堂峠ヲ越エテ白川ニ至ルヲ本道トス、近時湯人ノ新道ヲ開キテ往來ヲ便ニセリ云フ、

第二十七課　生徒ノ心得

師ニハ謝金ヲ約ムルニ由リテ、既ニ其恩ニ報イタリト思フヅカラズ、凡ソ師ノ弟子ヲ教導スル勞ハ、飲食衣服ノ類ヲ交換賣買スルガ如キニ非ズ、蓋シ謝金ハ、唯師ノ時日ヲ費シタルニ報ユルノミニシテ、我ガ一生間ノ實益トナル可キ學業ヲ教ヘ、我ガ智識ヲ弘メタルノ大恩ハ、尚ホ未タ報イザルナリ、故ニ亦其大恩ヲ忘ルベカラズ、

古昔師傅ニ謝金ヲ呈スルヲ以テ、全ク其恩ニ報イタリト思ヘル子弟ハ、之ヲ忘恩者ナリトテ賤メタリ、是故ニ、生徒タル者ハ、必ズ其學業、漸ク

上進スルニ隨ヒ、斯ノ如キ妄想ヲ除キ、教師ノ教導ニ從ヒテ、其學業ニ黽勉從事センコトヲ要ス、夫レ教師ハ、其生徒ノ勉勵スルヲ視テ、之ヲ欣悅スル者ナリ、然レドモ是レ全ク其生徒ノ利益タルコトヲ喜ブ者ニシテ、其教師ニアリテハ、己ノ爲ニ書ヲ講ジ文ヲ修ムルヲ樂ミト爲スニ非ザルナリ、是ヲ以テ、生徒ノ己ニ課セラレタル課程ハ、教師ノ爲ニ之ヲ修ムルニ非ズシテ、己ノ利益ノ爲ニ之ヲ修ムル者ナルコトヲ領會スベキハ、最モ緊要ノ事ナリトス、

夫レ生徒タル者ハ教師ノ指命ニ從ヒテ、其學業ヲ修習スベキハ、固ヨリ論ヲ待タズ、然レドモ學業ハ自己ノ利益ヲ爲ス者タルニ由リ、自ラ求メテ以テ之ヲ修習スルノ優レルニ如カザルナリ、蓋シ教師ノ慫慂ニ依リテ學ヲ修ムルトキハ、其意既ニ畏難ヲ生ジ、其業ニ從事スルコト必ズ舒遲ナリ、故ニ苟モ己ノ利益タルコトヲ知ラバ、則チ自ラカメテ敏速ニ其業ニ從事セザルベカラス、試ミニ遊戲雜話ヲ習得スルノ甚ダ容易ナルヲ看ヨ、是レ偏ニ娛樂ノ其中ニ存スルアル

ヲ以テナリ、

第二十八課　豪猪（アラシ）

林中ニ住ム獸類ノ中ニハ、甚タ奇異ナルモノアリ、是ヲ蝟ト云フ、此蝟ハ、豪猪ニ似タル所アレドモ、其食スル所ノ物大ニ異ナリ、蝟ハ小蟲ヲ食スレドモ豪猪ハ他ノ方法ニ依リテ生活スル者ナリ、

豪猪ハ其形家兎ヨリモ稍大ニシテ、短キ足ト鋭キ爪トヲ具ヘ、又家兎ノ如キ齒牙ヲ有セリ、此獸ハ、樹ト云ヘドモ巧ナレドモ至リテ緩慢ナリ、

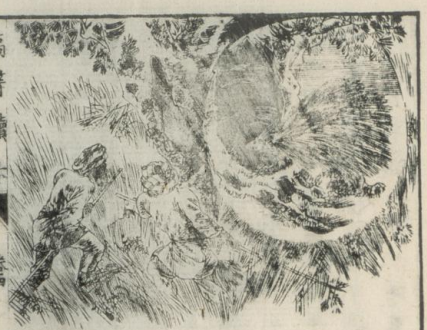

其食物ハ、專ラ樹木ノ眞皮ニシテ、常ニ樹ニ攀チテ其皮ヲ剝ギ去ルナリ、是ガ爲ニ其樹ヲ枯死セシムルコトアリ、或ハ全ク之ヲ裸體トナスコトアリ、

此獸ハ、馳驅スルコト能ハザルガ故ニ、已ヲ守護スルニハ一種ノ方法ア

リ、蓋シ此獸ハ溫暖ナル外皮ト、柔軟ナル毛トノ外ニ、全體ニ鋭利ナル針ヲ被覆セリ、其針ハ、長サ各、二三寸アリ、而シテ食物ヲ求メンガ爲ニ外ニ出ヅルトキハ、其針ヲ後方ニ平斜セシムレドモ危難ニ際スルトキハ、忽チ之ヲ直立セシメ、若シ敵益近ヅクトキハ、其頭ヲ前足ノ内ニ隱シ、唯針ノ一束アルガ如クナラシム、

又犬若クハ狼等ノ之ヲ噬ムトキハ、其針折レテ口中ニ遺リ、強ク之ヲ刺戟スベシ、是レ其針ハ、各鉤形ヲ有スレバナリ、是ニ於テ、豪猪ハ、其尾ヲ以テ烈キ打擊ヲ與ヘ、針ヲ以テ其敵ノ肉ヲ螫シ、以テ其害ヲ免カルヽナリ、但シ其尖頭ハ、之ガ爲ニ折ルヽ有リト雖モ、忽ニ成長シテ其用ヲナスコト、前ニ異ナルコトナシ、故ニ獵夫ノ此獸ヲ獵スルニハ、其尾ノ打擊ニハ抵抗セズ、其好機會ヲ窺ヒ、棒ニテ鼻ヲ擊チ、以テ忽チ死ニ至ラシムルナリ、

豪猪ハ、穴アル樹木ニ其巢ヲ營ミテ、冬ハ概ネ爰ニ眠レリ、唯食物ヲ得ンガ爲ニ、時々外出スルノミナリ、

第二十九課　懷中時辰儀

西暦一千八百七十年、獨佛ノ軋轢破レテ、遂ニ一大戰爭ヲ開クニ至レリ、中ニ就キ、其八月六日ニうゑるとト言ヘル處ノ戰爭ハ、最モ激烈ヲ極メ、到ル處伏屍山ヲナシ、流血河ノ如クナラザルハナシ、其日早朝ニ獨逸ノ一士官、將ニ我ガ陣營ヲ出デントセシニ、一個ノ懷中時辰儀ノ机上ニ在ルヲ認メタリ、乃チ左右ヲ顧ミルニ、兵士ノ、茲ニ在ルモノナシ、竊ニ思フニ是レ卽チ營外ニ出デタル部下ノ兵卒ノ之ヲ遺レタルモノナラン、

故ニ之ヲ携ヘ往キテ其人ニ與ヘントテ、之ヲ胸部ノ挾袋ニ收メ、直ニ陣門ヲ出デ、兵ヲ整ヘテ戰地ニ向ヒタリ、喇叭高ク響キテ出陣ヲ報ズルヤ、士卒ハ忽チ鶴翼ト爲リ、忽チ魚鱗ト爲リ、劍戟ハ旭日ニ輝キテ、氷ノ林ノ如ク、威風凜トシテ殺氣氤氳タリ、再ビ吹キ出ス喇叭ノ響キト均シク士官ハ一喝シテ衆兵ヲ指揮シ、うゑるとヲ指シテ進軍セリ、暫クアリテ砲聲天地ヲ震動シ、喊聲四方ニ起リテ、迅雷ノ轟クガ如ク、怒濤ノ起ルガ如シ、彈丸雨ノ如クニ迸リ、鋒刃氷ノ如クニ閃キ、黑

烟天ニ漲リテ黯澹トシテ咫尺ヲ辨ゼズ彼ノ士官ハ益勇ヲ奮ヒテ馬ヲ縱横ニ躍ラセ、部兵ヲ指揮シテ、敵ヲ砲烟中ニ衝突セシガ、適敵ノ流丸飛ビ來リテ、其心下ニ的中ス、恰モ好シ彼ノ胸部ニ納メタリシ一個ノ時辰儀アリシガ爲ニ、之ヲ貫クコト能ハズ、此士官若シ兵卒ノ爲ニスルノ好意ナクンバ、彈丸ハ必ズ其心下ヲ貫キテ、空シク屍ヲ戰場ニ晒スコトヲ免レザリシナラン、其日モ既ニ暮ニ迫ヅキタレバ、休戰ノ喇叭響クト均シク、兩軍各兵ヲ收メタリ、即チ胸部ヲ開キ見ルニ、時辰儀ハ碎クテ、彈丸其中ニアリ、故ニ其身ハ只少ク微傷ヲ帶フルノミ、幸ニシテ萬死ノ中ニ一生ヲ保ツコトヲ得タルハ、他ナシ、彼常ニ其部下ヲ撫シ、之ニ接スルニ仁慈ノ情ヲ以テスルガ故ニ、天其死ヲ惜ミ、與フルニ時辰儀ヲ以テシテ、之ヲ救ヒタルニ非スシテ何ヲヤ、然ラズンハ安ゾ萬死ヲ脫シテ、再ビ皎々タル天日ヲ拜スルコトヲ得ンヤ、鄙語ニ曰ク、好意ハ人ノ爲ニ非ズト、蓋シ此等ノ謂ナル可シ、

第三十課　王政復古

王政復古は、そのかみを、木もへばまぎ、慶應の、三とせの冬は、十二月九日のひを、ゑーめにて都は空に立ちかへる春の光も、かきくらす雪げの雲の、たちまちに、はかりごもど亂れつゝ、山ほとゝぎす鳴くころは、さつきやみにまあらねども、あやめもひかぬまみぞめは、くらまの山の、山彦に、ひゞきとよめる大砲は、おとハあさらも、百雷の、一時に落つる、こゝちしを、驚きさわぎ泣きさけび、老弱男女、ふけまふ、みやこの内は、さながらに、かゝ、のひくに、おとをきゝては、山もかを、草むをかを、海もりはみづくかを、ゆとまとたて、身をかためたるつもれは、よろひの袖ふかがやくや、星の位も、三台の、かげ薄きもくさ、ぐしは、あかつきやみふうち出ま、火矢の烟に、くきの竹の、伏見もみえず、白鳥の、鳥羽もひかきぬ、折しもあま、空ふ輝く月と日は、錦の御旗、九重の、大内山の、山風ふひるがへ、つ、公家御門、押ひらかせて、出でたまふ、大將軍の、仁和寺の宮の威風に、あさりてえ靡らぬ草木も、あらドこて、ふりかへりみる、まま、らをゞ、勇氣も常に、十倍し、軍ゝば

ひもかる神の轟きとゝる、修羅の道切つきられつ、阿鼻叫喚、宮ふ志たがふ參謀の、その面々は、東久世烏丸を始めとし、高崎、矢守、中沼等四條五條は、旗奉行、前後左右を打ちかたむ、護衛の兵と隼人の薩摩、長門の壯士かり、勤王諸藩の鋭兵が、火花をちらす、一戰と國の安危と、片唾のむ、帷幕の内に、れく霜もちゝ不に染むる、紅葉の赤きこゝを、こりくふ、斃をかさかる、しかを以は敵か味方か、かはと刀時蹈みゑざきもく、戰場の、習ひ常ふき、露の身と、かざをつるぎの、束れまも、君を忘れぬ

武士の道の果こそあもきゑれ、天地も動く、震動に、炎さかまく、淀の城、みな〳〵灰となり、果て、空を掩ひし、黒烟、あと方もなく、消ゑ失せて、旭の光あらはきぬ、七百年の、むかしより、武門に落ちし政權を、をさめたまひて、橿原の、聖の御代の古に、かへし給へし、大御代のみとけき、春ふ悦びれ、眉もひらけて、うちつどひ、むかしかたりと、過ぎしを、かたりつゝ、くむ盃に、老いたるかげも、かつみゆる、このうたけは、そめでたけき、このうたけは、そめでたけき、物集高見

高等讀本　卷之四終

明治二十年六月八日版權免許
明治二十一年二月二十五日再板
同　年二月二十五日印刷

編者　文學士　中原貞七
岩手縣平民
東京神田區駿河臺袋町九番地

發行兼印刷人　小林義則
滋賀縣士族
東京日本橋區本町四丁目十六番地

發兌　文學社
右同所